

## ○逗子市社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱

平成22年 7 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成23年 3 月16日

平成23年 4 月 1 日

平成24年 4 月 1 日

平成26年 4 月 1 日

平成27年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、市民の社会参加の意欲を喚起し、市民による公共的な活動及び市民が期待する市民の特定の行動を活性化することを目的に、社会参加・市民活動ポイントシステム（以下「システム」という。）を運用し、活動の主催者等に社会参加・市民活動ポイント券（以下「ポイント券」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平成24年 4 月 1 日・一部改正)

(ポイント券の交付対象者)

第2条 ポイント券を交付する対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不特定多数の市民の参加を得て行われる市民の活動であって前条の規定の目的に資するものとして市長が認定した活動（以下「対象活動」という。）の主催者
- (2) 前条の規定の目的に資するものとして市長が指定する特定の行動（以下「特定行動」という。）を実践する市民

(平成24年 4 月 1 日・一部改正)

(対象活動へのポイント券の配付)

第3条 対象活動の主催者は、交付を受けたポイント券を、当該対象活動を運営するスタッフ及び参加市民に配付しなければならない。

2 ポイント券の配付枚数は、対象活動への参加1回につき、運営スタッフ及び参加市民各々1人1枚とする。ただし、配付されないポイント券が発生したときは、主催者は、そのポイント券を速やかに市に返還しなければならない。

(平成23年 3 月16日・平成24年 4 月 1 日・一部改正)

(特定行動へのポイント券の交付)

第4条 特定行動を実践する市民へのポイント券の交付枚数は、特定行動への参加1回につき1枚とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、複数回の参加をもって1枚とすることができる。

(平成24年4月1日・追加)

(ポイント券の使用)

第5条 ポイント券の所有者(以下「所有者」という。)は、ポイント券1枚を100円に換算して、次条及び第7条に定める方法で使用することができる。

(平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券による公の施設等の使用)

第6条 所有者は、ポイント券の提出により市が指定する公の施設等の使用料等について減免の適用を受けるものとする。この場合において、使用料等との差額が生じた場合にあっても、当該差額を返金しないものとする。

2 市長は、前項の規定により指定した公の施設等について、市の広報誌及び市のホームページへの掲載により、公表するものとする。

(平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の商品券への交換)

第7条 所有者は、市長が指定する場所で、その提出により逗子ポイントカード事業協同組合(以下「組合」という。)が発行する商品券又は組合が発行するポイントカードのポイントに交換することができる。この場合において、所有者は、現金との併用はできないものとする。

(平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の寄附)

第8条 所有者は、支持又は応援する市民活動団体に対して、ポイント券を寄附することができる。

(平成27年4月1日・追加)

(市民活動等への参加に係るポイント券の使用)

第9条 所有者は市民活動等に参加したときは、当該市民活動の主催者が認めた場合に限って、当該市民活動の主催者への支払いの手段としてポイント券を使用することができる。

(平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の有効期限)

第10条 ポイント券の有効期限は、当該ポイント券を交付した日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日とする。

(平成23年4月1日・全改、平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の交付申請)

第11条 ポイント券の交付を受けようとする主催者は、逗子市社会参加・市民活動ポイント券交付申請書(第1号様式)により、市長に申請をしなければならない。

(平成23年3月16日・平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、逗子市市民活動推進システムに係る補助金等審査委員会条例(平成23年逗子市条例第3号)に規定する逗子市市民活動推進システムに係る補助金等審査委員会の議を経てポイント券の交付数を決定し、逗子市社会参加・市民活動ポイント券交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。この場合において、交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(平成23年3月16日・全改、平成24年4月1日・平成26年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(配付状況報告)

第13条 対象活動の主催者は、対象活動が完了した日から30日以内に逗子市社会参加・市民活動ポイント券配付状況報告書(第3号様式)により配付状況を報告するものとする。

(平成23年3月16日・全改、平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の仕様)

第14条 ポイント券の仕様は、次の各号に掲げるとおりとし、偽造防止の措置を施すものとする。

- (1) 材質は、紙とし、寸法は、縦6.0センチメートル、横10.5センチメートルとする。
- (2) 表面に市章、ポイント券の名称、有効期限及び発行番号を付す。
- (3) 裏面に利用上の注意事項を記載する。

(平成23年3月16日・追加、平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(ポイント券の管理等)

第15条 ポイント券の管理及びその交付を受けた者による利用の状況の把握は、市民協働課が行うものとする。

(平成23年3月16日・平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、システムの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(平成23年3月16日・平成24年4月1日・平成27年4月1日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日)

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第11条関係）

逗子市社会参加・市民活動ポイント券交付申請書

年 月 日

逗子市長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

逗子市社会参加・市民活動ポイント券の交付を受けたいので、要綱第11条の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業の名称
- 2 交付申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚
- 3 添付書類 逗子市社会参加・市民活動ポイント券申請事業計画書

逗子市社会参加・市民活動ポイント券申請事業計画書

団体名					
事業の名称					
事業の概要					
事業の目的、効果、 アピールポイント等					
過去の交付回数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> __回目    (直近の交付決定：____年) ※これまでにZ e nの配付をしたことがある場合は、裏面もご記入ください。				
Z e nの配付対象者	<input type="checkbox"/> 活動一般参加者 <input type="checkbox"/> 活動運営スタッフ				
募集方法	<input type="checkbox"/> 広報ずし <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> その他 (                      )				
事業実施日(期間)					
事業実施場所					
事業スケジュール  ※Z e nの配付を複数回行う予定の場合は、それぞれの開催日・配付するZ e nの枚数・内容等、 <u>詳細に記載</u> してください。  ※延べ人数は単純に人数を合計したものの、実質人数は同一人の重複を数えないものです。わかる範囲で記入してください。	開催日	配付対象者見込		枚数の積算	活動内容
		活動一般参加者	活動運営スタッフ		
		人	人	枚	
		人	人	枚	
		人	人	枚	
		人	人	枚	
合	延べ人数	人	人	枚	
計	実質人数	人	人		

※「Z e n」とは、社会参加・市民活動ポイント券のことをいいます。

※活動一般参加者とは、単に事業に参加するのではなく、何らかの公益活動を行う者をいいます。

※活動運営スタッフの括弧内の人数は、全体人数のうち、既存スタッフ以外に新たに加わる見込み人数を記入してください。

※欄が不足する場合は別紙で添付してください。



第2号様式(第12条関係)

第 号  
年 月 日

逗子市長

印

逗子市社会参加・市民活動ポイント券交付決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知いたします。

1 対象活動

2 交付枚数 枚

3 特記事項(決定理由、交付条件、対象者、交付枚数の積算根拠、不交付の理由等)



第3号様式（第13条関係）

逗子市社会参加・市民活動ポイント券配付状況報告書

年 月 日

逗子市長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

次のとおり、社会参加・市民活動ポイント券の配付状況を報告します。

交付決定枚数 _____枚	開催日	配付対象者		枚数の積算	活動内容
		活動一般参加者	活動運営 スタッフ		
配付枚数 _____枚		人	人 〔 人〕	枚	
※Zenの配付を複数 回行った場合はそれぞ れの開催日・配付した Zenの枚数・内容等、 <u>詳細に記載</u> してくださ い。		人	人 〔 人〕	枚	
		人	人 〔 人〕	枚	
		人	人 〔 人〕	枚	
		人	人 〔 人〕	枚	
※延べ人数は単純に人 数を合計したもの、実 質人数は同一人の重複 を数えないものです。 わかる範囲で記入して ください。		人	人 〔 人〕	枚	
		人	人 〔 人〕	枚	
※年間の事業実施回数 が13回以上のものに 関しては、月毎に配付予 定枚数をまとめてもよ いものとします。ただ し、その際は月毎の事 業実施回数を開催日欄 に記入してください。		人	人 〔 人〕	枚	
	合計	延べ人数 人	人		
	実質人数 人	人	人		

※「Zen」とは、社会参加・市民活動ポイント券のことをいいます。

※活動一般参加者とは、単に事業に参加するのではなく、何らかの公益活動を行う者をいいます。

※活動運営スタッフの括弧内の人数は、全体人数のうち、既存スタッフ以外に新たに加わった人数を記入してください。

※欄が不足する場合は別紙で添付してください。

※その他、必要な書類を添付してください。

第 1 号様式（第11条関係）

（平成27年 4 月 1 日・全改）

第 2 号様式（第12条関係）

（平成23年 3 月 16日・全改、平成24年 4 月 1 日・平成27年 4 月 1 日・一部改正）

第 3 号様式（第13条関係）

（平成27年 4 月 1 日・全改）